

本宮市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、議会情報の一層の公開を図り公正で透明な議会運営の推進に資するため、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定め、市民の議会に対する理解と信頼を深めるものとする。
- 2 議長交際費の支出に係る情報の公開については、本宮市情報公開条例（平成19年本宮市条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(公表事項)

- 第2条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先、内容等
- (4) 支出金額等

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条及び個人に関する情報に特別の配慮を必要とする場合は、相手方を識別することができる情報は非公開とする。

(公表の時期)

- 第3条 議長交際費の公表は、1月分をまとめ、翌月の20日までに行うものとする。ただし、公表の期限が本宮市の休日を定める条例（平成18年本宮市条例第2号）に掲げる休日にあたる時は、市の休日の翌日をもってその期限とする。

(公表の方法)

- 第4条 議長交際費の公表方法は、その内容を別記様式により市のホームページに掲載する方法により行う。

(委任)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日以降に支出のあったものについて適用する。

別記様式（第4条関係）

交際費執行状況（ 年 月分）

支出月日	支出区分	支出先、内容等	支出金額等

累計（平成 年度）

区 分	累 計	件 数
会 費 (懇 談 費)		
慶 祝		
弔 慰		
見 舞		
協 賛 金		
激 励 金		
そ の 他		
合 計		